

第1部 契約総論 第4章 契約の効力

第3節 危険負担 536条, 567条

【設例 I】危険負担制度が問題とする場面

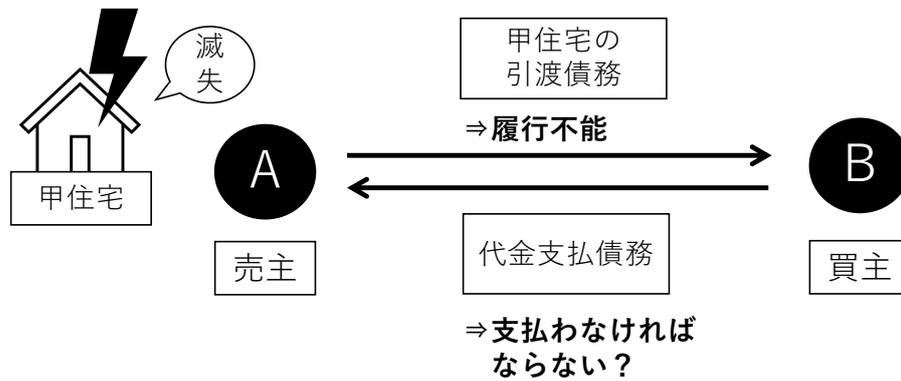
- (1) Aは、Bとの間でA所有の住宅（甲）を2000万円に売却する契約を締結した。AとBは、甲の引渡しを2022年4月10日と約束したが、引渡日の前に、甲が落雷を原因とする火災により滅失してしまった。Aはこれによって甲を引き渡すことができなくなったが、Bは、甲の代金をAに支払わなければならないか。
- (2) (1)の事案において、甲の火災が落雷によるものではなく、引っ越しの準備のために甲を訪れた買主Bのタバコの火の不始末を原因とするものであったときはどうか。

[構造]

第1部 契約総論 第4章 契約の効力

第3節 危険負担 536条, 567条

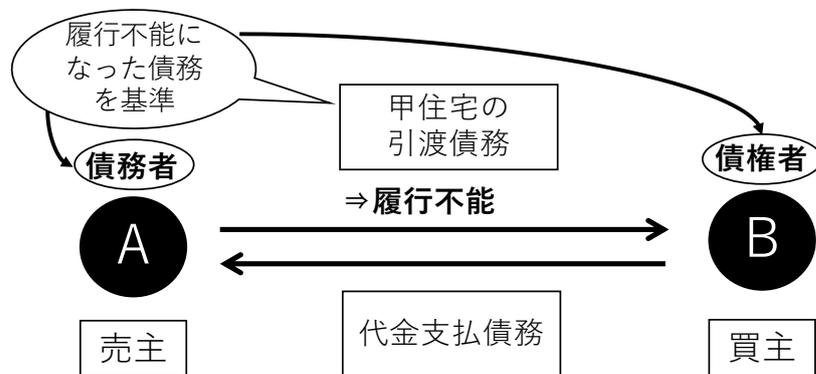
【設例I・図】



第1部 契約総論 第4章 契約の効力

第3節 危険負担 536条, 567条

【図】危険負担における債務者と債権者とは [構造2]



第1部 契約総論 第4章 契約の効力

第3節 危険負担 536条, 567条

【表I】改正による危険負担制度の変更－債権者主義の削除 [展開1(1)]

\*当事者双方に帰責事由のない履行不能の場合

	改正前	改正後
原則	債務者が危険を負担 (債務者主義)	債務者が危険を負担 (債務者主義)
例外：特定物に関する物権 の設定または移転を目的と する場合	債権者が危険を負担 (債権者主義)	削除

第1部 契約総論 第4章 契約の効力

第3節 危険負担 536条, 567条

【表II】改正による危険負担制度の変更－解除と危険負担 [展開1(2)]

\*当事者双方に帰責事由のない履行不能の場合

	改正前	改正後
解除	債務者の帰責事由が必要 → 解除できない	債務者の帰責事由は不要 → 解除できる
危険負担	債務者は、反対給付を受ける権利を有しない(改正前536条1項)	債権者は、反対給付の履行を拒むことができる(536条1項)

第1部 契約総論 第4章 契約の効力

第3節 危険負担 536条, 567条

【設例Ⅱ】雇用における危険負担の問題

タクシー運転手のAは、タクシー会社Bの従業員として働いていたところ、Aの営業成績が思わしくないなどといった理由によりBを解雇された。Aは、Bによる解雇は不当であるとして無効を主張し、これが認められた。このとき、Aは、536条2項前段により、就労することができなかった期間の賃金の支払いをBに請求することができるが、他方、Aは、Bのもとで働くことができなかった期間、他のタクシー会社Cで就労し、収入を得ていた。Bは、AがCから得た収入は、Aが「債務を免れたことによって」得た利益（536条2項後段）であるとして、自らがAに支払うべき賃金との相殺または償還の対象となると主張している。Bの主張は認められるだろうか。

[研究(2)]

第1部 契約総論 第4章 契約の効力

第3節 危険負担 536条, 567条

【設例Ⅱ・図】

